

(公印省略)

30障第4984号
平成30年12月4日

各障がい児通所支援事業所
各障がい児入所施設 } 管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室長

児童発達支援管理責任者の配置に係る猶予措置の終了について

平素より、本県の障がい福祉行政の向上にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、児童発達支援管理責任者については、障がい児通所支援事業所等において行う事業の開始の日から起算して一年間（当該事業の開始の日が平成30年4月1日以降の場合には、平成31年3月31日までの間）は、実務経験を満たす者については下記研修修了の要件を満たしているものとみなす規定が設けられておりますが、その猶予措置期間が平成31年3月31日で終了することとなります。

平成31年4月以降、新規指定及び変更に伴うサービス提供責任者の配置の際は、実務経験者であり、かつ、研修を修了している者であることが要件となりますので、ご留意ください。

なお、この猶予措置により児童発達支援管理責任者の配置を行っている事業所におかれましては、事業の開始の日から起算して一年以内（指定日が平成30年4月1日以降の場合には、平成31年3月31日まで）に確実に研修を修了していただき、研修修了後は修了証の写し（原本証明が必要）を障がい福祉課障がい福祉サービス指導室へ提出していただくようお願いいたします。

また、既に研修が終了している児童発達支援管理責任者を配置しており、修了証等の写しが未提出の場合は、早急に提出をお願いします。

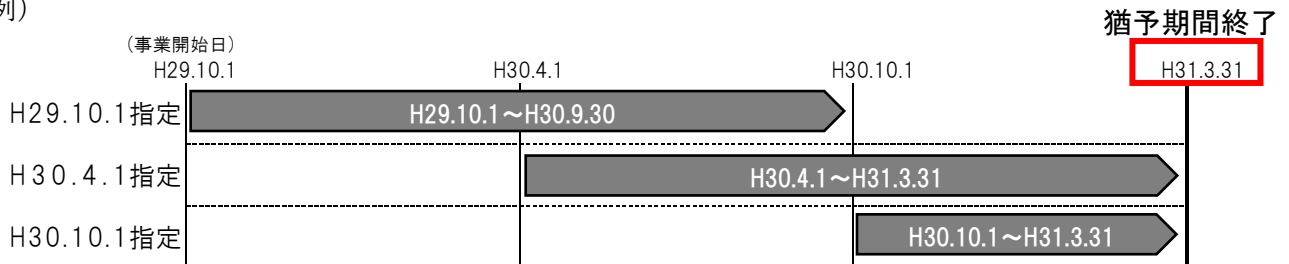
記

1 研修名

- (1) 相談支援従事者初任者研修（講義部分）
- (2) 児童発達支援管理責任者研修

2 猶予措置期間の考え方

(例)



福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室 指定係
(TEL)092-643-3312(直通)

○提出先

(1) 障がい福祉サービス及び障がい者支援施設

事業所の所在地	提出先
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡	筑紫保健福祉環境事務所 TEL:092-513-5626 816-0943 大野城市白木原3-5-25
古賀市、糟屋郡	粕屋保健福祉事務所 TEL:092-939-1592 811-2318 粕屋町戸原東1-7-26
糸島市	糸島保健福祉事務所 TEL:092-322-1449 819-1112 糸島市浦志2-3-1
中間市、宗像市、福津市、遠賀郡	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 遠賀分庁舎 TEL:093-201-4162 807-0046 水巻町吉田西2-17-7
直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 直方分庁舎 TEL:0949-23-3119 822-0025 直方市日吉町9-10
田川市、田川郡	田川保健福祉事務所 TEL:0947-42-9315 825-8577 田川市大字伊田松原通り3292-2
小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡	北筑後保健福祉環境事務所 久留米分庁舎 TEL:0942-30-1072 839-0861 久留米市合川町1642-1
大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、八女郡、三潴郡	南筑後保健福祉環境事務所 八女分庁舎 TEL:0943-22-6971 834-0063 八女市本村25
行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	京築保健福祉環境事務所 TEL:0930-23-2970 824-0005 行橋市中央1-2-1

(2) 障がい児通所支援及び障がい児入所施設施設

事業所の所在地	提出先
北九州市、福岡市を除く県内市町村	福岡県障がい福祉サービス指導室指定係 TEL:092-643-3312 812-8577 福岡市博多区東公園7-7